

豊明市公契約条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約の適正化を図りつつ、公共事業・公共サービス（以下「公共事業等」という。）の品質の確保、公契約に係る作業に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済の発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例を制定する目的と、その達成手段を定めるもの。

【解説】

公契約の適正な運用を図り、公共事業や公共サービスの質の向上と、それに携わる労働者の適正な労働環境の確保を図り、地域社会の持続的発展、住民生活の向上、福祉の増進に寄与することを目的としています。目的の達成のため、公契約に関する基本方針や基本的事項、市と受注者等の責務などを定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約及び豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年豊明市条例第30号）第8条の規定により締結する協定をいう。
- (2) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (3) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。
- (4) 受注者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者
 - イ 下請負者
 - ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者
- (5) 労働者 次に掲げる者をいう。
 - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であつて、受注者等に使用され、公契約に係る業務に従事するもの。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。
 - イ 自らが提供する労務の対償を得るために公契約に係る業務を請け負い、又は受託する者

【趣旨】

用語についての定義。

【解説】

- ①公契約 市が発注し、受注者等がその業務を実施する契約をいう。これには受注者等が労働者を使用する請負契約や業務委託契約を含みます（工事、

製造その他の請負契約、業務委託契約、指定管理契約)。ただし、労働力を必要としない売買契約や賃貸借契約などは除きます。

②受注者 公契約を締結した者

③下請負者 受注者から公契約の一部について請け負うものをいう。下請負人が請け負った公契約の一部を別の下請負人が請負う場合も含む。

④受注者等 ②③及び②③に労働者を派遣する者

⑤労働者 受注者等に雇用されるか、自ら労力を提供し(一人親方)、公契約に従事するもの。ただし、同居の親族のみを使用する事業に使用される者、同居の親族のみを使用する事業所に雇用される者(同居の親族のみの雇用の場合)は該当しない。(同居している家族(親族)のみで経営している事業所、家族に手伝わせ家族として生計をたてているような事業所)

(基本方針)

第3条 市は、次に掲げる事項を基本として、公契約に係る事務を実施するものとする。

(1) 公契約の過程において、透明性及び競争の公正性を確保するとともに、不正行為の排除を徹底し、その適正化を図ること。

(2) 公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。

(3) 労働者の適正な労働条件の確保を図ること。

(4) 地域経済の健全な発展に配慮すること。

【趣旨】

公契約条例の目的を達成するに当たっての基本的な方針。

【解説】

公共事業等は、公共資産の形成や、市民への行政サービスの提供と密接に関連することから、住民生活の水準の維持及び向上に重要な意義を有しています。こうしたことを踏まえて、公契約が適正に履行され、公共事業等が良質な品質が確保されなければなりません。そのために、公契約の過程において、入札の透明性、競争の公平性、公正性の促進し適正化を図るとともに、競争性の確保に努めることを徹底します。さらには、労働者の適正な労働環境、労働条件の確保を図るとともに、地域社会の持続的発展、住民生活の向上、市民が安心し

て暮らすことのできる街の実現に配慮することとします。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、適正な公契約に関する取組を総合的に実施するものとする。

【趣旨】

市の責務を定めるもの

【解説】

入札制度、契約制度の適正化(透明性、公平性、公正性、競争性)など、適切な公契約の締結及び公契約の適正な履行の確保のための取組みを総合的に実施することが市の責務。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、当該公契約を適正に履行しなければならない。

2 受注者等は、市が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

受注者等の責務を定めるもの

【解説】

受注者等は、公契約の当事者として社会的責任(環境への配慮、省エネへの取組み、情報管理の徹底、個人情報保護、障がい者の雇用、雇用機会均等の確保など)を担うものとし、法令(労働三法(労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法)、最低賃金法、労働派遣法、建設業法など)を遵守し、基本方針を実現するために市の取組みに協力するよう努めてもらう。

(公契約の適正化)

第6条 市長は、公契約に係る事業の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適正な時期に適正かつ合理的な規模で公契約を締結しなければならない。

2 市長は、公契約の締結に当たっては、その性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行わなければならない。

【趣旨】

市が公契約の発注者として、計画的な発注と適正な契約方法を活用することを定めたもの。

【解説】

市は適切な公契約の締結のため、施工時期が集中しないよう計画的に、適正な規模（分割発注しない）で発注を行なうとともに、契約履行に必要な期間を十分に確保し、適切な契約期間を設定すること。また、公正な競争環境を確保した上で、適正な履行が通常見込まれない低価格での契約締結（ダンピング受注）を防止するとともに、個々の契約の性質・目的に応じた効果的な契約ができるよう、その内容に適した契約方法（一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式など）を選択することとします。

(公契約の適正な履行)

第7条 市長は、公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保するため、価格、品質、納期その他の契約条件が適正なものとなるよう努めなければならない。

2 受注者等は、公契約の適正な履行を確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

【趣旨】

市が公契約における適切な価格の積算等について定めたもの。

【解説】

市は、公共事業等の品質確保のため、予定価格の算出は、市場価格や労務単価などの経済社会情勢を十分に検討し適切に算出すること。また、納期、工期などの条件が適正なものとなるよう努めること。受注者等は価格の算出の際は、

契約の履行にあたり必要な労務費やその他の経費を適切に積算し、労働条件の悪化や下請負人へしわ寄せが生じないように努めなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第8条 受注者等は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

2 市長は、特に必要と認める公契約について、当該公契約の受注者等に対し、前項の労働条件の確保について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに、受注者等に対し必要な措置を採るべき旨の指導を行うことができる。

【趣旨】

労働者の適正な労働条件の確保と、それに伴う報告と調査、指導について定めたもの。

【解説】

受注者等は労働基準法、最低賃金法などの関係法令を遵守し、適正な労働条件を確保しなければならない。それに伴い市は、特に必要とする公契約（別途規則で定めるもの）について、チェックシートを用いて労働条件等について報告を求めることとします。また、市は必要があるときは受注者等に改善を求めるなどの指導を行なうことができる。

(市内業者の受注機会の確保)

第9条 市長は、予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展、地域コミュニティの維持及び発展並びに地域における防災の体制維持及び向上を図るためには、市内に本店及び支店又は営業所を有する業者（以下「市内業者」という。）の持続的発展が不可欠であることを鑑み、市内業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

2 受注者等は、公契約に係る業務について、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内業者の積極的な活用に努めるものとする。

【趣旨】

地域経済の健全な発展等のため、市内事業者の受注機会の確保について定めたもの。

【解説】

地域経済の発展には地元事業者の持続的発展が不可欠です。また、地域コミュニティの維持、地域における防災体制の維持向上には市内事業者が大きく関わっている現状があります。このため、市は受注の際には競争性を確保しながら市内事業者を優先して指名するなど、市内事業者の受注機会の確保に努めなければならないとします。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

この条例に定める以外で、公契約に関して必要な事項を定める場合は、市長が別に定めることとします。

【解説】

条例とは別に規則等で基準、様式等を定め運用を行なっていくこととします。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和2年2月1日から施行する。

第2条 この条例は、令和2年2月1日以後に公告その他の申込みの誘引を行い、かつ、令和2年4月1日以後に業務を開始する公契約について適用する。

【趣旨】

この条例の施行期日について定めるとともに、この条例を適用する公契約について定めるものです。

【解説】

令和2年4月1日以降の業務を開始する公契約に適用します。